

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2009. 5.10発行(通巻第390号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



●精神障害の認定基準を一部改定	
いじめによる心理的負荷などを追加	2
●クボタショックから3年	
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その12	10
●アスベスト報道ダイジェスト 2009年4月	13
●韓国からのニュース	14
●前線から(ニュース)	15

奈良支部が第3回総会 韓国の被害者と交流会 奈良

精神障害の認定基準を一部改定 いじめによる心理的負荷などを追加

厚生労働省は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」(平成11年9月14日基発第544号) (以下、「判断指針」)を初めて見直し、4月6日付で一部改定をおこなった。

今回の改定は、判断指針を全面的に見直すものではなく、指針で負荷評価に使用する「職場における心理的負荷評価表」のみを職場を取り巻く状況の変化などに伴い、追加・修正したものである。

主な改正点は、以下の通り。

「1. 判断指針の別表1「職場における心理的負荷評価表」の具体的出来事の追加及び修正

新たな出来事として12項目を追加し、計43項目とするとともに、併せて現行の出来事についても、心理的負荷をより適切に評価するために必要な修正(7項目)を行った。

(出来事の追加項目)

○職場におけるひどい嫌がらせ等による心理的負荷の反映

「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(強度Ⅲ)を追加。

○業務の集中化による心理的負荷の反映

「複数で担当していた業務を1人で担

当するようになった」(強度Ⅱ)を追加。

○違法行為を強要されたことによる心理的負荷の反映

「違法行為を強要された」(強度Ⅱ)を追加。

○無理な注文を受けたこと等による心理的負荷の反映

「顧客や取引先から無理な注文を受けた」(強度Ⅱ)、「達成困難なノルマが課された」(強度Ⅱ)を追加。

(出来事の修正項目例)

○「非正規社員であるとの理由などにより、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた

(*下線部を追加)

○「部下とのトラブルがあった」の心理的負荷の強度をIからIIに修正。

2. 「心理的負荷の強度を修正する視点」の見直し

新たに追加する具体的出来事(12項目)について、心理的負荷の強度を修正する際の着眼事項を示すとともに、これまで示していた具体的出来事の着眼事項についても、心理的負荷の強度を適切に修正を行う観点から修正(10項目)を行った。

3. 「出来事に伴う変化等を検討する視点」の見直し

出来事の状況がどの程度持続し、拡大あるいは改善したかによる心理的負荷（慢性ストレス）を、出来事自体による心理的負荷と総合して検討・評価するという観点をより明確にするための修正を行うとともに、新たに具体的評価を行う際の着眼点として「持続する状況を検討する際の着眼事項例」を例示した。

4. その他

判断指針別表2「職場以外の心理的負荷評価表」についても、新たな具体的出来事として「親が重い病気やケガをした」（強度Ⅱ）を追加した。」

今回の改定を議論する「職場における心理的負荷評価表の見直し等に関する検討会」は2008年12月から2009年3月まで3回開かれたが、回数も少なく時間をかけなかつた。内容的にもあまり深く検討するようなものではなく、第1回目の議論は現行の「判断指針」が妥当なものであるという確認から始まった。また、参考者は、座長の岡崎祐士（東京都立松沢病院院長）、黒木宣夫（東邦大学医療センター佐倉病院精神医学研究室教授）、夏目誠（大阪樟蔭女子大学院人間科学研究科臨床心理学専攻教授）、山崎喜比古（東京大学大学院医学系研究科准教授）のわずか4名。検討会は社会状況の変化に伴い今回のような検討を今後も行って行く方針のようである。そのこと自体は必要なことであるので評価するが、根本の判断指針の考え方そのものにはまったく手をつける様子はない。

また修正の中身にしても、出来事の評価

を判断するために参考とした2つの厚労省の委託研究は対象がわずか2700人と3800人といった規模の研究で、女性の割合が少なく、実際に精神障害を発症した人などの研究ではないというふうに不充分なものであった。

検討会2回目開催時まで検討会開催を把握していなかったため、3回目の検討会の直前に、「全国労働安全衛生センター連絡会議」の「精神疾患・いじめ・いやがらせ対策局」としてなんとか申し入れ書を提出することができた。



2009年3月1日

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室
「職場における心理的負荷評価表の見直し等に関する検討会」委員各位

全国労働安全衛生センター連絡会議
(全国安全センター)
精神疾患・いじめ・いやがらせ対策局

貴職らの日頃のご活躍に敬意を表します。当団体は、全国各地で労災職業病の相談を受ける民間組織の連合体です。この10年来、職場のメンタルヘルスやいじめいやがらせの相談は激増し、労災認定や職場復帰の取り組みを一層強化しています。そのため、全国安全センターでも情報公開推進局について、専門の部局を設け、密に連絡を取り合って対策を講じている次第です。

精神疾患の労災認定基準、いわゆる「判断

指針」については、抜本的な改正が必要であると考えておりますが、心理的負荷表について、現在進められている検討についても、大変注目しております。残念ながら1回目、2回目の議論を全く承知しておりませんので、若干的外れな内容もあかと思いますが、当方で日常的に議論していることや、公開された検討会資料をもとに下記のとおり申し入れます。検討の参考にしてくださいと幸いです。

1 判断指針全体についての評価は避けてください。

1回目の資料5の論点1で判断指針そのものが妥当であるかどうかは、あまりにも大きな課題なので、検討会の見解をあえて出さないようにお願いします。開催要綱でもそこまで求めていないはずです。一方で、判断指針を前提にして、下記の2や3について、課題として提案されることを期待します。

2 判断指針で示されている3つの「特別な出来事」と「心理的負荷評価表」の関係を整理してください。

ある出来事が、「特別」かそうでないかのラインが不明瞭であるため、署や担当者によって、あまりにもばらつきがあります。

例えば「極度の長時間労働、例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間」とはどのぐらいの時間を指すのでしょうか。「生死に関わる事故への遭遇等」の「等」でどのようなことが考えられますか。「病状が急変し極度の苦痛を伴った場合」以外でも、長期の療養した場合の精神的な苦痛はかなり強く、長期にわたって働けない

ことによる無力感、自分の存在価値を感じなくなった状態、家族などに負担をかけているという罪悪感、通院・治療による苦痛を適切に評価しているでしょうか。そもそも例示されたものの基準もよくわかりませんから、上記のとおり例示されていないものは、完全に各署、各局の判断に任されてしまっています。

そのため、例えば「24時間交替制勤務で、残業は140時間で、仮眠が3時間でも翌日は自宅で寝ているケース」「労災長期療養で傷病補償年金（＝3級にも移行した直後に自殺した）」「阪神大震災で負傷した重篤な患者の治療にあたった」ような事例が、「特別な出来事」とされず業務外になっています。（なお、最初の24時間勤務の事例は本年2月25日付で審査会が原処分取り消しの決定をした。ただし理由は評価表にあてはめて「強」と判断しなおしたこと。）

3 推定発症時期以降の出来事を全く考慮しないことをやめてください。

精神科の診察を発症直後から受けるケースは皆無に等しい中で、診察もしていない労災医員が発症時期を推定し、それ以前の出来事しか考慮していない運用は、大きな問題です。発症時期の推定を幅を持たせる、発症時期をいくつか想定することで対応する監督署もありますが、多くは労災医員の見解に委ねています。今回の検討会で議論できる内容ではないかもしれません、2と並んで、判断指針を前提にしたとしても、検討すべき課題です。

4 発症事例、労災請求事例、少なくとも業務上事例をもとに検討してください。

今回の検討のもとになるデータが、外部研究者のアンケートに答えることのできるような「ゆとりある」職場のものであるのは納得できません。むしろ労災請求事例や、どこかの病院や診療所での患者さんアンケート調査、横浜労災病院の相談窓口に寄せられた相談事例、「自殺実態白書2008」(ライフリンク発行)など、実際に訴えている人たちや自殺者の遺族などのデータを参考にするべきです。

また、今回の検討のもとになるデータの労働者の男女比が、平成14年度は7社、2,699名（うち女性673名→約25%）、平成18年度の調査対象が7社、3,854名（うち女性496名→約13%）というのは、あまりにも男女比に偏りがありすぎて、調査対象そのものに問題があると言わざるを得ないと思います。女性労働者の場合、正規の看護師や教師等の一部の業種を除いて、長時間労働、過重労働はそれほど多くはありません。しかし、現実はセクハラ、パワハラによるうつ病の発症は看過できない件数になっていますし、セクハラは、特に立場が弱く不安定な派遣社員やパートなど、有期契約の非正規労働者に対して行われることが多いのです。このような調査方法では、女性労働者や、特に非正規の女性労働者がこぼれ落ちてしまい、救われません。

やはり調査方法（調査対象者）の再検討をして、精神疾患を発症した人についての原因をまとめたデータを使うなど、検討してください。

5 出来事を足し算ないしはかけ算するように改めてください

一つ一つのストレスを個別に評価する結果、「『Ⅱ』がいくつあっても、絶対に『強』にはならない」とうそぶく労働基準監督署担当者もいます（東京局江戸川署で実際にあった話）。局の専門部会の意見書も、ほぼ同じように評価しています。せいぜい明確につながりのあるものや時間的に近接するものだけ、トータルに評価して、IとかⅡとしている程度です（仕事でミスをして客先にどなられて、そのことで上司にも叱責されたとか）。こうしたものはむしろ掛け合わせるべきで、一見あまり関係のない、時間が経過した出来事でも、足して考えるべきです。 $1+1=2$ とは限らないが、少なくとも1.5ぐらいにはなるはずで、「いくつあっても」同じ評価というのはおかしいです。

6 強度の修正は「視点」のみならず判断の根拠を明確にしてください

例えば「退職強要」で、経過等に着眼することになっているが、「全く予想だにしなかった」、言われ方が「侮辱的だった」、「不当労働行為的要素もある」など、個別特殊性があります。その程度を労使関係に詳しくない労災補償担当者や精神科医が評価することは非常に難しいはずです。例えば退職強要されて個人加盟労組に入ったところ、強要是おさまったものの、別のいやがらせをされたようなケースでも、「労働組合活動への対応だから全く関係ない」と片付けられたことがありました。

セクハラについては、それを問題にしたことと契機にしたいじめも少なくありません。したがって、「セクハラを受けた」という項目だけでなく、「抗議したのに何ら対処

もされなかつた」とか、「上司とのトラブル」以外に、セクハラに抗議した、誘いを断つたことなどを理由としたトラブル・いじめについては、例えば「セクハラを起因とするいじめ、トラブル」のように、別に項目を立ててほしいです。

「トラブル」については、ひどいじめをⅢにするというのはわかりやすい改善ですが、ひどいセクハラもⅢにしてもらいたいです。そもそもいじめをひどいかどうかを評価することは非常に難しいものです。それまで人間関係でトラブルをおこしたこともなく、生まれて初めていじめられた人のショックは非常に大きいのに、実際にⅡをⅠに修正されたケースもありました。

7 「出来事」がない仕事量の変化はあり得ないのでしょうか

2回目の資料の追加・修正案では、具体的な要素を取り込もうとしているように思われますが、むしろ一つ一つの「出来事」を焦点化する方向にあるようです。とくに、「仕事量の大きな変化」ではなくて、「変化を生じさせる出来事」があったというように変えるという案は、改正ではなく改悪です。(もちろん仕事量があまり変わらなくても、変化を生じさせる「出来事」を評価しようというのならば理解できますが、そうであれば新規追加でしょう。)

なぜなら日本の仕事のやり方は、個人成果主義的になってきたとはいえ、米国のように個人契約的な形で「それは私の仕事ではない」などと言える雰囲気はありません。優秀な人がいろいろと関与せざるを得なくなつて長時間化するケースを切り捨てるこ

とになりかねません。病気で長時間化するケースを想定されているのかもしれませんのが、それは発症時期の特定の問題のはずです。病気ではなくて、失敗を繰り返すことで長時間化し、にも関わらず成果が上がらない、それを気に病むようなケースも切り捨てることになります。

8 多くの意見を聞いて改正をしてください。

当団体に限らず、多くの相談を受けている団体、あるいは全国の労働基準監督署などで、多くの精神疾患やいじめ・いやがらせの相談を受けています。例えば、いじめやいやがらせの相談は、労働基準監督署では、労災補償の部署ではなく、一般労働相談で、労働局では総務部企画室で対応しているはずです。職業病認定対策室にはそうした情報がきちんと届いているのでしょうか。4の繰り返しになりますが、こうした現場の声を反映する、少なくとも聴取する場を設けて、評価表の改正につなげてほしいと考えます。



今回の検討会には、たいした働きかけをすることができなかつたが、今後も「判断指針」の全面的な改定を求めていく。

詳しい内容は、厚生労働省のホームページ参照 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/rousaihoken04/d1/090316h.pdf)

職場における心理的負荷評価表

(別表1)

出来事の類型	(1) 平均的な心理的負担の強度			(2) 心理的負担の強度を修正する視点			(3) (1) の出来事後の状況が持続する程度を検討する視点		
	又体的出来事	精神的出来事	心的出来事	修正する観の指標变量	修正する観の指標变量	修正する観の指標变量	出来事に対する影響	出来事に対する影響	出来事に対する影響
① 事故や災害の体験	直面の窮屈やケガをした 悲鳴や叫び声や災害の体験（目撃）をした 交通事故（直大な人間事故、直火事故）を起こした	☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆	被災の度合い、後遺障害の有無・重さ、社会復讐の有無等 事実や被災の大きさ、恐怖感、異常性の強度 ・直面の度合い、加害の程度、处罚の有無等	〇出来事の量（効率時間等）の変化後の持続する状況 ・出来事量の増加の強度	出未事に対する問題、変化への対応等	持続する状況を検討する際の着眼事項	①直面的な緊迫感が出来事以後にみられた ②多くはな対応となり、直火を効率時間内に仕事が処理でき ③休日出勤が増えた ④効率時間中はいつも仕事に追われる状況となつた ⑤その他（はやり症（効率時間等）の変化に関すること）	①ミスが許されない状況 ②それまでの経験が生かされず、新たな知識、技術が求められることが多い ③探査活動がささやく規則交響曲となつた ④時間管理が取れなくなるなど、すぐ仕事に就ける状態を求めるようになつた ⑤以前より高めの知識が求められるようになった ⑥その他（仕事の質、責任の変化後の開拓等に関すること）
② 仕事の失敗、過重な責任の発生等	直大な失敗や失敗の体験（目撲）をした 失敗や失敗の原因に直面開拓した 会社の経営に影響するなどの重大な責任で開拓された 会社で起きた事故（事件）について、責任を開拓された 会社の開拓する仕事で多額の損失を出した	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	事実の内容、限界・責任の強度、处罚の有無等 事実の大さと、ペナルティの有無等 直面の度合い、处罚の有無等 直面の度合い、处罚の有無等 直面の度合い、处罚の有無等	〇仕事の内容、責任の変化の強度、頻度、遅延 ・仕事の内容、責任の開拓等 ・仕事力との関係等	出未事に対する影響	持続する状況を検討する際の着眼事項	①直面問題が取れなくなるなど、すぐ仕事に就ける状態を求めるようになつた ②直面問題が取れなくなるなど、すぐ仕事に就ける状態を求めるようになつた ③以前より高めの知識が求められるようになった ④その他（仕事の質、責任の変化後の開拓等に関すること）	①仕事が過度に複雑となつた ②自分で仕事の順番、やり方を決めることができなくなつた ③自分の技術や知識を仕事で使うことが要求されなくなつた ④その他（仕事の複雑性の次如に関すること）
③ 顧客や取引先から無理な要求を受けていた 顧客や取引先からクレームを受けていた 顧客や取引先から報告を受けた 研修、会議等の参加を強要された 大きな説明会や公式の会での発表を強要された 上司が不満になるとにより、その代行をさせられた	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	顧客、取引先の位置付け、要求の内容等 顧客、取引先の位置付け、会社に与えた損害の度合い、处罚等 顧客や取引先の度合い、处罚等 会議の度合い、处罚等 会議の度合い、处罚等	〇仕事の頻度性の大きさ ・仕事の大さと、处罚等	出未事に対する影響	持続する状況を検討する際の着眼事項	①仕事が過度に複雑となつた ②自分で仕事の順番、やり方を決めることができなくなつた ③自分の技術や知識を仕事で使うことが要求されなくなつた ④その他（仕事の複雑性の次如に関すること）	①対人関係のトラブルが持続している ②直面内で直面した状況になつた ③直面でのやり方、居場所がない状況になつた ④直面の空気感が悪くなつた ⑤直面のやり方、聲音、正明、態度、態度、挨拶などのが悪くなつた ⑥その他（直面の好的・人的環境の変化に関するここと）	
④ 上司の量、質の変化	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせた 効率時間が要請開拓する出来事が生じた 職務形態に変化があった 仕事のベース、活動の変化があった 他のOA化が進んだ	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	仕事の度合い、仕事内容の頻度等 ・体力、経験と仕事内容のギャップ、責任の強度の強度等 筋肉、効率時間の変化の強度、困難度等 交渉制御等、採用制御等変化の強度等 会話の度合い、处罚等	〇職場の物的・人が職場の変化後の持続する状況 ・監督、僚友、多連、業務等の変化の度合い ・対人關係、人間関係の悪化	持続する状況を検討する際の着眼事項	持続する状況を検討する際の着眼事項	①対人関係のトラブルが持続している ②直面内で直面した状況になつた ③直面でのやり方、居場所がない状況になつた ④直面の空気感が悪くなつた ⑤直面のやり方、聲音、正明、態度、態度、挨拶などのが悪くなつた ⑥その他（直面の好的・人的環境の変化に関するここと）	

④ 女性の変化等	迷惑と劉要された。	☆	知恵又は理解が要る状況等、従業の温度、代 休時間の内容等	①仕事のやりとりの見直しが苦、応接体制の確立、責任の分 担等、支援・協力等 ②訴えに対する対応、伝達の火かの状況等、 -訴えに対する対応、伝達の火かの状況等、 -上記の點に因るる調査結果を踏まえ、客観的 にみて問題への対応が適切になされたいか等 ③その他（体調の変遷、体力等の火かの状況に關するこ と） ○その他の
	出向した。	☆	在勤・駐在の別、出向の理由・途程、不利益 の負担等	
生産された。	生産された。	☆	在勤の理由、余分・臨時・臨勤の変比の状況 等	(1) の出来事等に派生する状況が構成する要素 ○その他の
	生産出典であるとの認知等により、 出産上の差別、不育扶養金等を受けた。	☆	差別、不利益の内容・程度等	
早期退職制度の対象となった。	早期退職制度の対象となり、 早期退職制度の対象となり、不育扶養金等を受けた。	☆	対象を満たす合理性、代休時間の内容等	開拓、開放の度合い、転居の有無、単身 赴任の有無、海外赴任の状況等 職務、職務の変化の内容、程度等 離婚・異性の変化の色度等 離婚ににおける怨恨・位置付けの変化、実家の 法廷の有無、相続等 職務の変化の内容、程度等 離婚・異性の変化の色度等
	早期退職制度の対象となり、不育扶養金等を受けた。	☆	離婚・異性の変化の色度等 離婚ににおける怨恨・位置付けの変化、実家の 法廷の有無、相続等 職務の変化の内容、程度等 離婚・異性の変化の色度等 離婚・指導・督導の内容、程度等 離婚・指導・督導の内容、程度等	
⑤ 役割・地位等の変化	役割等をした。	☆	同一家庭内での所轄部署が変動をさ れた。	選択ではない業務として非正規社員の 非正規社員として非正規社員の マネージメント、教育を行った ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴力な 受けた セクシーショナルハラスメントを受けた 上司とのトラブルがあった 下司とのトラブルがあった 同僚とのトラブルがあった
	役割等をした。	☆	部下が増えた。	
⑥ 人間関係の変化	部下が増えた。	☆	担当ではない業務として非正規社員の 非正規社員として非正規社員の マネージメント、教育を行った ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴力な 受けた セクシーショナルハラスメントを受けた 上司とのトラブルがあった 下司とのトラブルがあった 同僚とのトラブルがあった	選択ではない業務として非正規社員の 非正規社員として非正規社員の マネージメント、教育を行った ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴力な 受けた セクシーショナルハラスメントを受けた 上司とのトラブルがあった 下司とのトラブルがあった 同僚とのトラブルがあった
	同僚とのトラブルがあった。	☆	選択ではない業務として非正規社員の 非正規社員として非正規社員の マネージメント、教育を行った ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴力な 受けた セクシーショナルハラスメントを受けた 上司とのトラブルがあった 下司とのトラブルがあった 同僚とのトラブルがあった	
⑦ 会員登録の変化	会員登録があった。	☆	会員登録があった。	選択の早進・早退・昇格があった 上司が替わった 会員で先を越された
	会員登録があった。	☆	会員登録があった。	

(注) (1)の具体的出来事の平均的な心理的負荷の強度は低であるが、この強度は平均度である。また、心理的負荷の強度Ⅰは日常的に経験する心理的負荷で一般的に面倒とならない強度の心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅱは人生の中ではまれに経験することもある強い心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅲはその中間に位置する心理的負荷である。

(2)の「心理的負荷の強度を評価する尺度」は、日常生活の心地の良悪、生じた感覚等を把握した上で、「自己主張の強度基準」に従って平均的な心地の良悪をより強く評価するための尺度である。

(3)「(1)の出来事等の状況が持続する強度を評価する尺度」は、出来事後の状況等に合わせて評価する際の着眼事項例」を評価に当たつての着眼点として、具体的に検討する範

域である。(1)の具体的出来事ごとにきく評価尺度。(2)及び(3)の検討を踏まえた心地が客観的にみて精神障害を発現させるおそれのある程度の心理的負荷であるか否かについて評価される。

(別表2)

職場以外の心理的負荷評価表

出来事の類型	具体的出来事	心理的負荷の強度		
		I	II	III
① 自分の出来事	離婚又は夫婦が別居した			☆
	自分が重い病気やケガをした又は流産した			☆
	自分が病気やケガをした		☆	
	夫婦のトラブル、不和があった	☆		
	自分が妊娠した	☆		
	定年退職した	☆		
② 自分以外の家族・親族の出来事	配偶者や子供、親又は兄弟が死亡した			☆
	配偶者や子供が重い病気やケガをした			☆
	親類の誰かで世間的にまずいことをした人が出た			☆
	親族とのつきあいで困ったり、辛い思いをしたことがあった		☆	
	親が重い病気やケガをした		☆	
	家族が婚約した又はその話が具体化した	☆		
	子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた	☆		
	親子の不和、子供の問題行動、非行があった	☆		
	家族が増えた（子供が産まれた）又は減った（子供が独立して家を離れた）	☆		
	配偶者が仕事を始めた又は辞めた	☆		
③ 金銭関係	多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった			☆
	収入が減少した		☆	
	借金返済の遅れ、困難があった		☆	
	住宅ローン又は消費者ローンを借りた	☆		
④ 事件、事故、災害の体験	天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた			☆
	自宅に泥棒が入った		☆	
	交通事故を起こした		☆	
	軽度の法律違反をした	☆		
⑤ 住環境の変化	騒音等、家の周囲の環境（人間環境を含む）が悪化した		☆	
	引越しした		☆	
	家屋や土地を売買した又はその具体的な計画が持ち上がった	☆		
	家族以外の人（知人、下宿人など）が一緒に住むようになった	☆		
⑥ 他人との人間関係	友人、先輩に裏切られショックを受けた		☆	
	親しい友人、先輩が死亡した		☆	
	失恋、異性関係のもつれがあった		☆	
	隣近所とのトラブルがあった		☆	

(注) 心理的負荷の強度 I から III は、別表1と同程度である。

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来－その12

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

幡掛大輔社長の謝罪により新たな一步を踏み出した2006年1月のある日。

何時ものように見舞金支払いの手続きが終了した後、部長が「明日は新聞の計報欄に掲載されるのでお耳に」と、社長のお父様が亡くなつた事を教えてくれた。

お父様は享年92歳で、元伊勢神宮少宮司であったことも。そして、夜になると新聞記者からも「明日の計報欄に載ります」と連絡が入つた。

92歳のご高齢であればこの様な計報は何ら不思議な事はない。しかし私は妙に心に残るものがあった。それはお父様の話とともに、被害者の前で謝罪した時の社長の姿が思い出されてきたのだ。そしてあの時に感じたものはこれだったのか、と確信した。

加害企業として謝罪する社長からは心が伝わってきた、と私は感じていた。

あの時深く頭を垂れる社長の脳裏には何が浮かんでいたのか？

目の前にいる患者の痛々しい姿、大事な家族を失った悲しみ等、やり場のない無念さが大きな怒りとなって会場を包んでいた。

そして社長もまた、ひとつの命を失う哀しみを感じていた一人だったのかもしれない。

状況が違い年齢も違うが、愛する家族を失いかけているというまさにその状況だつたのかもしれない。だからこそ、被害者に対して哀悼の意を全身で感じていたのかも知れない・・・と、私なりに勝手に解釈した。

救済金制度設立

救済金額の具体的な交渉は3月に入ってから行われた。

それまで行わなかつたのは、国の石綿救済法に先んじて企業が・・・というのがクボタ側の主な理由であったと記憶している。

まず交渉に向けて、2月12日の日曜日の支部集会で「交渉委員」を選出した。

支援者側からは尼崎安全センターの飯田さん、関西安全センターの片岡さん、そして古川の3名。被害者からは患者・遺族などを含めて7名を尼崎支部集会において皆さん方の合意のもとに選出した。そして計10名が交渉に当たる事になった。

すぐ様、交渉委員の会議が始まった。まずは要求額の提示などが検討された。

飯田さんからは公害健康補償法を参考にした意見が出された。

被害者は年齢に大きな幅が有り、職業も



ある労働福祉会館において記者発表が行われた。交渉委員をはじめ多くの被害者が記者会見の席についたが、その中には最初に告発をした前田恵子さんの姿は無かつた。前田さんは救済金制度の設立を見届けることなく3月27日に亡くなつ

異なり、労災と違って圧倒的に女性が多い。

その中でどの様に補償額を求めて行くのか議論が交わされた。

何回か会議を経た後に、一定の金額とその詳細が決まった。

そしてクボタと交渉を行い、3月31日金曜日に最後の交渉で救済金額が決まった。

決して満足ではないが一定の成果は得られた、と交渉委員の皆が納得する結果を出せた。

支払済みの見舞金・弔意金200万円も取り扱いをどうするのかという話になった。

クボタは「内払い」ですと言ったが、「外払い」にして貰い、既に受け取った200万円とは別に救済金額を受け取ることになった。

そして被害者の方々の年齢・状況に応じて、4600万円から2500万円という救済金額が決まった。

ここに日本で初めて、企業による近隣住民への救済金制度が発足した。

4月17日月曜日の午後から、尼崎市内に

てしまった。前田さんは12月25日に行われた社長謝罪の席では、前方の真ん中辺りに座わりじっと社長を見据えて話を聞いていた。しかし途中でしんどくなったのか、上半身を机の上にうつ伏せ状態になってしまった。その姿を見ていた私は「大丈夫かな」と心配したが、横にご長男の佳功さんが座っていたので万が一の場合は対応してくださるものと思って声を掛けなかった。

後で聞くと、「途中でしんどくなつたが、死んでも動くものかと思っていた」と語つた。

その言葉を聞いた早川義一さんも「そうだ、途中でしんどくなつても絶対に退席するものかと思っていた」と言った。皆の執念が企業と社会を動かしたのだ、と思った。

記者会見で前田佳功さんが「母がこの席にいないのが残念です」と語つた時にはその姿が目に浮かび、涙が溢れそうになった。

(つづく)

アスベスト報道ダイジェスト 2009年4月

4/8 兵庫県の神戸西、姫路両労働基準監督署が、肺がんのため66歳と72歳で死亡した男性2人についてアスベストによる健康被害と相次いで認定、特別遺族給付金の支給を決めていたことが分かった。「ひょうご労働安全衛生センター」によると、いずれも昨年12月に施行された改正石綿健康被害救済法で救済対象が拡大されたため、申請が可能になったケース。労災申請の時効は死後5年だが、石綿被害者の場合、発症までの期間が20~60年と長いため、06年3月に施行された同法では01年3月以前に死亡した遺族も救済対象としていた。しかし、国や会社の情報提供が遅れるなどして時効となるケースが相次いだため、改正法では06年3月までに死亡し、11年3月までに時効になった人も救済するよう改めた。石綿対策全国連絡会議は「対象拡大後、初の認定ではないか」としている。

4/10 札幌市のホテルで働き、02年に悪性中皮腫で死亡した一宮次男さんの遺族が、不十分な安全対策によりアスベスト粉じんを吸い込んだとして、ホテルを経営する札幌国際観光に約4100万円の賠償を求めた訴訟で、最高裁第2小法廷は、会社側の上告を退ける決定を出した。会社側に約3200万円の支払いを命じた札幌高裁判決(08年8月)が確定した。1、2審判決によると、次男さんは1964年に札幌ロイヤルホテルを経営する同社に入社し、機械室やボイラーリ室で勤務した。1審は請求を棄却したが、2審は「法令上要求される措置を講じていなかつた」として会社側の安全配慮義務違反を認めた。

4/18 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会岡山支部の設立1周年集会があった。石綿被害の一連の報道で新聞協会賞を受賞した、毎日

新聞大阪本社の大島秀利編集委員が講演した。同支部は昨年4月、全国で11番目に発足した。中皮腫が原因で95~05年に死亡した県内的人数は185人と全国で12番目に多く、同支部は健診相談や被害者同士の情報交換などを行っている。

4/22 高松市屋島西町にあった旧日本エタニットパイプ高松工場のアスベスト健康被害を巡り、元従業員らが後継会社「リゾートソリューション」に損害賠償を求めている訴訟は、高松地裁で結審した。9月14日に判決が言い渡される。意見陳述で原告側は会社の安全配慮義務違反を改めて主張。和田志津夫原告団長は「精神的に重苦しく心から笑うことができない日々を生きてきた」と心情を話した。一方、リ社側は「会社は誠実な態度で和解による解決を求めてきた」と主張。同社の取締役は「現在の会社は、工社とは実質的に別会社。石綿とは関係のない従業員が必死に働き補償をしている」と理解を求めた。06年10月、元従業員や家族ら32人が、計約11億4000万円の損害賠償を求めて提訴。今年1月に示された裁判所の和解案を元に協議したが、家族への賠償の有無などを巡って決裂していた。

4/23 尼崎市のクボタ旧神崎工場や日本通運倉庫でアスベストを運び、中皮腫など石綿関連疾患で死亡した日本通運の元社員5人の遺族16人が、日本通運とクボタに対し計2億2250万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が、神戸地裁尼崎支部であった。日通側は「古いことなので、元社員らの業務内容などは不明」、クボタ側は「安全配慮義務違反はない」などとして、請求棄却を求めた。この日の法廷では夫の小嶋美代司さんを中皮腫で亡くした右春さんが意見陳述した。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会員：1部年額10,000円
●申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail:joshrc@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/joshrc/

韓国からのニュース

■ 「一日に7人が労災で命を落とす国」

「1日に平均7人が労災で死ぬ国があります」。「政府は『ビジネス・フレンドリー』を叫んで殺人をほう助しています」。

労働関連市民・社会団体が集った『労災死亡対策作り共同キャンペーン団』は27日、『2009最悪の殺人企業選定式』をソウルのチョンゲ広場で行い、『コリア冷凍2000』を労災死亡1位企業に選定した。

『コリア冷凍2000』では昨年1月、火災事故で40人の労働者が命を失った。共同キャンペーン団は当時、事件に対して「多段階下請け構造による労働安全保健責任の所在から産業安全法の無視まで、労災問題の集約版」と指摘した。また2位には8人の死者を出した(株)ソンウォンONDが選ばれ、現代建設株が下請け業者で合わせて6人が死亡して3位になった。

今年は『最悪の殺人企業賞』の授与と共に『特別賞』を初めて準備し、授与するプログラムも行われた。『お前たち、ご苦労さん』賞と命名されたこの賞の初めての受賞者として、イ・ヨンヒ労働部長官が選ばれた。

共同キャンペーン団は、イ長官が「最悪の経済危機を迎える、労働者の健康が脅かされている状況で、適切な対策を立てるどころか、むしろ反労働的な政策を作っているから」と、受賞理由を明らかにした。

労働部の公式統計によると、韓国は2008年1年間で2422人が仕事場で亡くなり、単

一業種では、建設業で592人が亡くなったと集計された。

共同キャンペーン団は選定式を終えた後、労災で死亡した労働者が黒い布で覆われたまま道に横たわる姿を表したパフォーマンスも披露した。

『国際労災死亡労働者追慕の日』である28日を1日前に、『労災死亡は企業の労働者殺人行為』という問題意識を社会に広めようと企画されたこの行事は、2006年から始まり今年で4回目を迎える。この間GS建設、現代建設、韓国タイヤなどの企業がこの賞を受賞した。2009年4月27日 京郷新聞

■韓国タイヤ、死因究明共同対策会議を結成

テジョン環境運動連合とテジョン参与自治市民連帯、民主労総テジョン本部など、テジョン地域の20余の市民・社会団体は6日、テジョン市庁の記者会見場で『韓国タイヤ労働者の集団死亡原因糾明と、労災隠蔽責任者の処罰要求共同対策会議』を構成し、運営を始めた。

参加団体は創立記者会見の発表文書で「2007年8月、韓国タイヤの労働者集団死亡事件が発生してから2年9ヶ月が過ぎたが、集団死亡の原因は一向に明らかにならない」とし、「テジョン市とテジョン地方労働庁、産業安全保健公団は、タイヤ産業全般の有害要因を追跡するために精密な疫学調査を

実施するなど、再発防止対策を作るよう」と要求した。

特に有機溶剤とカーボンブラック、微細粉塵、可塑剤などの有害要因との相関関係を、直ちに糾明することを要求した。

対策会議は産業安全保健公団に、追加の疫学調査の内容と進行状況について、結果を公開することを要求する一方、5月15日には『韓国タイヤ労働者集団死亡原因と対策作りの討論会』を開催するなどの活動を行う予定である。2009年4月6日 ハンギョレ新聞

■『突然死』の韓国タイヤで保健体系が不十分の診断／産業安全管理公団が追加疫学調査の結果を発表／使用者側「300億投資し、保健体系を強化」

韓国タイヤの労働者の突然死の背景には、生産競争を奨励する組織文化と、お粗末な保健管理体系があるという診断結果が出た。

韓国産業人力公団は30日、韓国タイヤの労働者の突然死の原因に関して、このような内容を盛り込んだ追加疫学調査の結果を発表した。

公団は「韓国タイヤの組織文化は労働者を支配して生産のための競争を奨励している」とし、「これは生産性向上に効率的ではあるが、労働者の健康には肯定的な影響を与えたなかった」と明らかにした。

続いて「韓国タイヤは2007年までに保健管理体系の法的要件は整えたが、効果的な管理が行われていたとは考えられない」として「産業医学・産業衛生・産業看護分野の専門担当者がチームワーク良くするという

条件を満足できず、専門性が低下していた」と指摘した。

公団は、論議を呼んだ突然死と作業場の直接的な関連性は見つけ出せなかつたが、労働者の健康を企業レベルで専門的に管理していれば死亡事件は防止できた、という趣旨であると説明した。

韓国タイヤの作業場の疫学調査は2006年5月から2007年9月の間に、前・現職の職員7人が相次いで突然死し、遺族と市民団体が有害化学物質に曝露したことによる労働災害であると主張したことから始まった。

公団は2007年10月から昨年2月までに行った1次調査で、突然死の明確な原因が明らかにならないため、組織文化とゴム・ヒュームが原因である可能性があると考えて、昨年10月から追加調査に入った。

現在韓国タイヤで発生するゴム・ヒュームは曝露濃度が0.086～0.179mg/立方メートルで、イギリスの基準(0.6mg/立方メートル。韓国に基準はない)より低いと調査された。

ゴム・ヒュームはタイヤを型枠に嵌めた後、蓋を開ける時に放出される水蒸気で、人体に有害な揮発性有機化合物と芳香族の炭化水素が微量混ざったものであるが、世界的に正確な成分分析が行われたことはない。

公団は「韓国タイヤは工場責任者の主管で安全保健体系を運営し、中・長期の保健管理改善計画を作らなければならない」とし、「保健管理者などに再教育の機会を提供するためには、持続的に外部専門機関を活用しなければならない」と勧告した。

これに対して韓国タイヤは、公団の今回

の調査結果をキチンと受け容れて保健体系を強化することを明らかにした。

韓国タイヤの関係者は「300億ウォンを投資する環境・保健・安全統合システムを昨年から稼動している」とし、「これからは外部の産業専門医を採用して職員の健康を持続的に管理する計画である」と話した。2009年

4月30日 ハングヨレ新聞

■ 「石綿被害の建設労働者を探します」／「補償事例が一件もなく」／13団体がキャンペーン推進

「石綿被害の建設労働者を探します」。

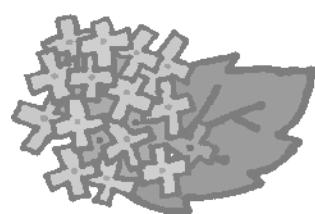
全国民主労働組合総連盟・建設産業連盟と労働安全保健教育センターなど13団体が集まった『建設労働者石綿被害キャンペーン推進委員会』は28日午後、ソウルのテピヨン路の旧・三星本館の前で記者会見を行い、『石綿被害の建設労働者検索キャンペーン』を行うことを明らかにした。石綿被害キャンペーン推進委は「これまで建設労働者が、石綿による肺疾患で労働災害補償を受けた事例は一件もない」として、「石綿に曝露して苦しんでいる労働者たちは、自分の病気が職業病なのかも知らず、何の支援も補償もなく、自分で費用を負担しているのが実情」と主張した。

悪性中皮腫と肺癌を誘発する1級発ガン物質である石綿は、2003年までに65万トンが韓国で使われた。特に1970～80年代の建設現場で、耐火・被覆材として石綿製品が使用され、当時の作業場と最近行われている撤去現場で、建設労働者が石綿に曝露しているものと推定される。外国の統計値を分

析すれば、一般的に石綿170トン当たり中皮腫による死者が1人の割合で発生する。これを勘案すれば、これから韓国で4～5千人が悪性中皮腫で亡くなると予想されるということである。イム・サンヒョク労働健康環境研究所長は「日本では、2006年に石綿による中皮腫と肺癌で各々486人と361人が労働災害補償を受けるなど、外国では建設労働者に対する石綿労災認定が活発である」として「大企業の事業場に比べて、日雇いが大部分である建設労働者は、石綿被害の救済手続きから疎外されている」と話した。

石綿被害キャンペーン推進委はソウル・アンサン・テグ・プサンなど、全国の建築工事現場で石綿被害労働者を探すキャンペーンを行う予定である。これと共に産業医学専門医と弁護士、労務士などで諮詢団を構成し、石綿被害予防と補償体系に関する研究調査活動を展開することにした。石綿疾患が疑われる建設労働者は建設労組の石綿ホットライン(02-841-0293)に連絡すれば、無料の健康診断を経て、労災補償申請手続きの案内を受けることができる。2009年4月28日 ハングヨレ新聞

(翻訳：中村 猛)



前線から

奈良支部が第3回総会 韓国の被害者と交流会

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
奈良支部

奈 良

5月24日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部は第3回総会と韓国から石綿の被害者を招いての交流会を行った。奈良支部は06年5月21日に発足した。奈良で多くの元従業員のアスベスト被害者と周辺住民被害者を出したニチアスが、日本での青石綿製品の生産を終了

後、韓国の釜山に第一アスベストを設立し、石綿紡織品を製造したことが分かっている。韓国の第一アスベストでも従業員にアスベスト被害者が出て、また住民にも被害者がいることが確認された。昨年11月には、住民の中皮腫被害者2名の遺族が、また12月には元従業員と遺族の22名が韓

国企業、ニチアス、国を相手に損害賠償を求めて訴訟を起こしている。今回の集会には、中皮腫で亡くなった住民被害者の遺族、ウォン・ジョンユルさんが韓国から来日、総会の第2部で、韓国の被害について話してもらった。

ウォンさんは釜山の第一化学工場から約2キロのところに3年間在住。父親のウォン・ハクヒョンさんは19年間小学校教師を務めた後、釜山で不動産業を営み、第一化学周辺の物件を扱っていたため、工場周辺を頻繁に回ったという。父親は99年3月ごろから胸痛、02年8月に胸膜中皮腫と診断され、手術後死亡した。72歳だった。ジョンユルさんは遺族として住民訴訟の原告となつた。工場周辺では11名の中皮腫患者が確認されている。提訴する前に、ウォンさんはそれら遺族に訴訟への参加を呼びかけたが、結局、提訴に踏み切ったのは2名の遺族のみだったと語り、奈良での状況と同じように、被害者が名乗りを上げにくい状況があると思われ



た。

交流会には奈良の被害者、また尼崎や泉南からの被害者らが参加し、実際に顔をあわせての連帯が実現

した。来日直前に大阪で新型インフルエンザ感染者が出たので、家族には来日を反対されたということであつたが、それにもかかわ

らず来日されたウォンさんと、今後も韓国と日本、共にがんばろうと確認しました。

関西労働者安全センター 第29回総会へのご参加のお願い

本年度定期総会を下記の通り開催いたします。

「クボタショック」から3年がたちました。アスペスト問題に対する社会的理解が一定進んだ反面、一般の関心が薄れる中での被害増加局面をどう切り開いていくのかが問われていると思います。貧困問題に象徴されるように労働者に対するストレスが、肉体的、精神的疾患を生み出し続けています。2008年の自殺者数は依然として3万人を超えており、30代では過去最高の4850人にのぼっています。

労働法制の改悪、格差の拡大、非正規労働者の増大、長時間労働の蔓延といった、健康に働くことのむずかしい状況に対して、被害者、家族、労働組合、専門家が協力して「労働者のいのちと健康」という課題に取り組む当安全センターの重要性を改めて確認し、今後の運動の前進を図っていく所存です。

多くの会員の皆様のご参加のもと、本年の総会を成功させていきたいと存じます。万障あ繰り合わせの上、是非ともご参加頂きますようお願い申し上げます。

日 時：6月13日（土）午後1時30分～3時
場 所：ドーンセンター4階 大会議室3

京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を通って1番出口より東へ約350m。
地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ約350m。

JR東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ約550m。

関西労働者安全センター運営協議会
議長 浦功
事務局長 西野方庸

4月の新聞記事から

- 4/1 職場での受動喫煙が原因で化学物質過敏症になった北海道砂川市の男性が滝川市の建設資材製造会社に慰謝料などを求めた訴訟が、札幌地裁滝川支部で和解した。会社側が男性に700万円を支払う。和解は3月4日付。男性は職場の受動喫煙で頭痛などがあこり、分煙を要望したところ解雇された。不当解雇として08年1月に提訴。会社が分煙措置を取って解雇を撤回したため職場復帰したが、症状が悪化して化学物質過敏症に。
- 4/6 うつ病などの精神障害を労災認定する際の基準が改正され、厚生労働省が全国の労働局に通知した。仕事上の心理的負荷の評価項目に12項目を加え、計43項目にする。
- 4/9 定期検査中の福島第1原発6号機原子炉建屋の地下2階で、送水管の弁にかぶせてあった保温材を取り外す作業をした下請け企業の男性作業員が、ごく微量の放射性物質を体内に取り込んだ。健康状態に異常はなく、環境への影響もない。
- 4/10 大津市の「近江鍛工」で、社員の男性がフォークリフトのアームの下敷きになった。病院に搬送したが死亡した。社員がフォークリフトの油圧ホースを交換するため、バルブをゆるめたところ、アームが落下し、下敷きになった。
- 京都市南区の市の下水処理施設「鳥羽水環境保全センター」で、タンクの管理を受託をしている「月島テクノメンテサービス」鳥羽事務所の男性が汚泥タンクに沈んでいるが見つかった。男性は死亡。汚泥タンクの警報機が鳴り、男性は1人で作業に向かったといつ。誤って転落した可能性があるとみている。
- 陸上自衛隊東富士演習場で、陸自第一空挺団所属の3曹が、降下訓練でヘリコプターから飛び降りたところ、落下傘のひもが体に巻き付き、空中に宙づりになった。3曹は近くの病院に搬送されたが死亡。
- 4/11 勤務中にてんかんの発作を起こして平成18年に死亡した警備会社勤務の男性について、国の労働保険審査会が、業務と発作との関連を否定した大阪中央労働基準監督署の決定を取り消し、「過労と睡眠不足が原因で重い発作を起こした」として労災認定する裁決をしていた。てんかん発作をめぐる死亡が過労死として認められるのは全国初。裁決は8日付。男性は18年2月、勤務中に発作を起こして心肺停止になり、数日後に死亡した。直前の時間外労働は月100時間以上だった。
- 4/14 東京都千代田区のマンション建設現場で大型クレーンが現場前の国道20号側に向かって倒れ、走行中のトラック1台が下敷きになった。トラックの運転手ら男性3人が一時、車内に閉じ込められ負傷した。クレーンのオペレーターの男性は運転席から投げ出され重傷。さらに通行人の男女2人が負傷し、うち女性が心肺停止状態で重体となり、24日に死亡。くい打ち機の転倒防止策が不十分だった疑いがある。クレーンとつり上げようとした資材の距離は、適正値を約4M超える約14Mだったことが警視庁の調べで分り、つり上げる対象物と離れすぎ、クレーンに想定以上の荷重が掛かったとみている。
- 4/15 愛媛県新居浜市の住友化学愛媛工場から塩素ガスが漏れ、従業員23人と、近くの河川敷にいた小学4年の児童3人の計26人が吐き気や目まいを訴え、病院に搬送されたが、いずれも軽症。岩

塩からカセイソーダと塩素を製造するプラントで、定期点検などの際に塩素ガスを無害化し排出する装置につながる配管弁を閉め忘れたらしい。

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地の宿舎（茨城県）で2005年5月、3等陸曹の男性が同僚の男に殺害された事件で、両親が国家公務員災害補償法に基づき補償を請求した訴訟の判決で、東京地裁は公務災害に当たると判断。国に約3100万円の支払いを命じた。「3曹は自衛隊法などで定められた宿舎に住み、統合失調症にかかる同室の男の被害妄想によって殺害されるに至った」と指摘した。

4/19 滋賀県東近江市の化粧品原料製造「クローダジャパン滋賀工場」で、配管の取り換え工事中、貯水タンク1基が爆発した。設備業の男性が顔にやけどを負い、飛散した鉄製部品が近くの民家の瓦屋根に落下して、穴が開く被害が出た。

4/20 千葉県柏市の市道で、回送運転中の路線バスが乗用車6台に次々と衝突した。バスの男性運転手が病院に搬送されたが間もなく死亡。死因は心臓発作だった。乗用車の男女7人が打撲などの軽傷を負った。

4/21 海上自衛隊のイージス艦「あたご」が昨年2月、漁船清徳丸と千葉・房総半島沖で衝突して漁船の2人が死亡した事故で、横浜地検は衝突時の当直士官だった3等海佐と直前まで当直士官だった3等海佐の2人を業務上過失致死などの罪で在宅起訴した。

4/22 神戸市中央区の川崎造船神戸工場で07年8月に改修工事中の大型クレーンが倒壊して3人が死亡、4人が負傷した事故で、業務上過失致死傷に問われた当時の幹部ら3人の判決が、神戸地裁であった。それぞれに禁固1年執行猶予2年（求刑禁固1年）が言い渡された。

厚生労働省は労災保険料の徴収ミスが07、08両年度に計約1400件あったと発表した。事業所ごとの労災事故の実績によって保険料率を上下する仕組みに適用漏れがあり、保険料の取り過ぎが1144件、計7億3300万円、徴収不足が236件、計1億1900万円あった。

4/23 山口県下松市の日立製作所笠戸事業所で貯蔵用タンクを洗浄をしていた作業員3人が有機溶剤を吸って1人が死亡、残り2人も入院した。溶剤で中毒を起こしたか、内部で窒息を起こした可能性がある。洗浄にはメチレンクロライドと呼ばれる有機溶剤を使用した。

大阪府豊中市の住宅解体工事現場で、ブロック塀を削岩機で解体していたところ、塀が内側に倒れ、男性作業員2人が下敷きになり死亡。

道路舗装大手「前田道路」（東京）の社員だった男性がうつ病で自殺したのはパワーハラスマントが原因だとして、遺族が同社に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が高松高裁であった。裁判長は「不正経理をしていた男性への上司らの厳しい改善指導は、正当な業務の範囲内にある」などとして、会社側に約3100万円の賠償を命じた1審松山地裁判決を取り消し、遺族側の請求を棄却した。遺族側は上告する方針。

4/25 京都府綾部市の聴覚障害者の総合福祉施設「いこいの村聴覚言語障害センター」の入所者の部屋から出火、押し入れが焼け、男性職員が入所者の救出活動の際、手に軽傷を負った。